

---

# 総務省の迷惑メール対策

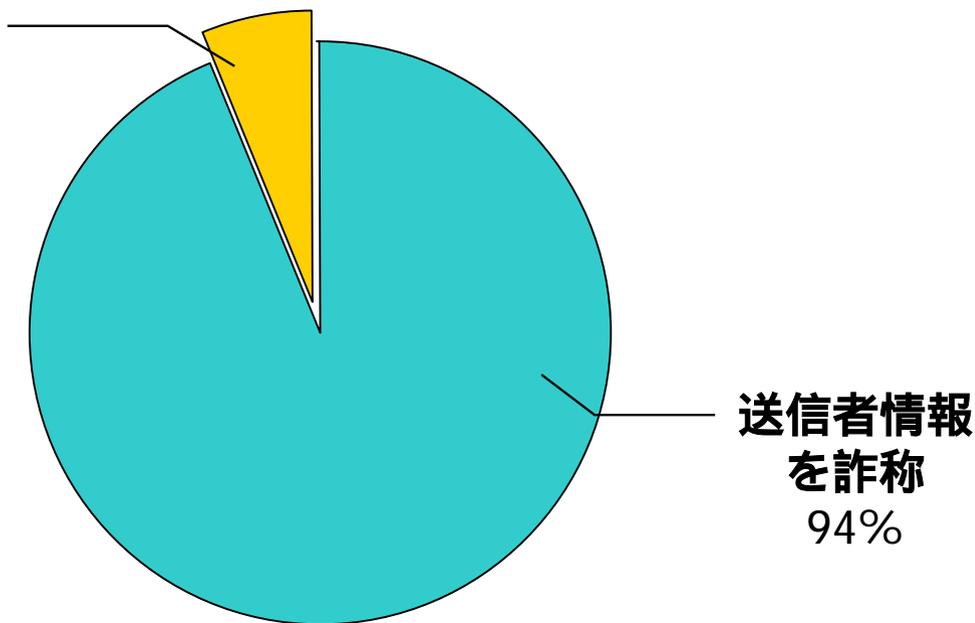
## ～改正特電法と送信者情報交換～

平成17年12月7日  
総務省総合通信基盤局  
電気通信事業部消費者行政課  
課長補佐 渋谷 闘志彦

# 送信者情報を偽った迷惑メールの割合

2005年1月に（財）日本データ通信協会に設置したモニター機に受信した迷惑メール（1,523件）を調査した結果、少なくとも94%が送信者情報を偽って送信されていた。

From欄と  
経路情報が合致  
6%



巧妙な送信手法を用いられた場合、この中にも送信者情報を偽ったものが存在する可能性はあり。

# 「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」(特電法)の一部を改正する法律の概要(平成17年5月13日成立、同年11月1日施行)

## 1. 送信者情報を偽った電子メール送信の禁止及び刑罰(直罰)規定( )の整備

表示義務違反等  
(措置命令)

表示義務違反等  
(措置命令)

送信に用いたメールアドレス等の送信者情報を偽った送信  
(措置命令+刑罰)

100万円以下の罰金又は1年以下の懲役

## 2. 架空アドレスあてのメール送信を禁止する範囲の拡大及び罰則の見直し

広告・宣伝  
メール

広告・宣伝  
メール

営利目的で送信される空メール、友人を装ったメール等も含む  
(措置命令違反に対する罰則の強化)

## 3. 特定電子メールの範囲の拡大

個人が私的に利用しているメールアドレス

個人が私的に利用しているメールアドレス

企業等の事業用メールアドレス

## 4. 電気通信事業者による役務提供拒否事由の拡大

架空アドレスあてに大量送信され設備に著しい障害のおそれ

架空アドレスあてに大量送信され設備に著しい障害のおそれ

メール配信が大幅に遅延するおそれがある場合等の正当な理由がある場合

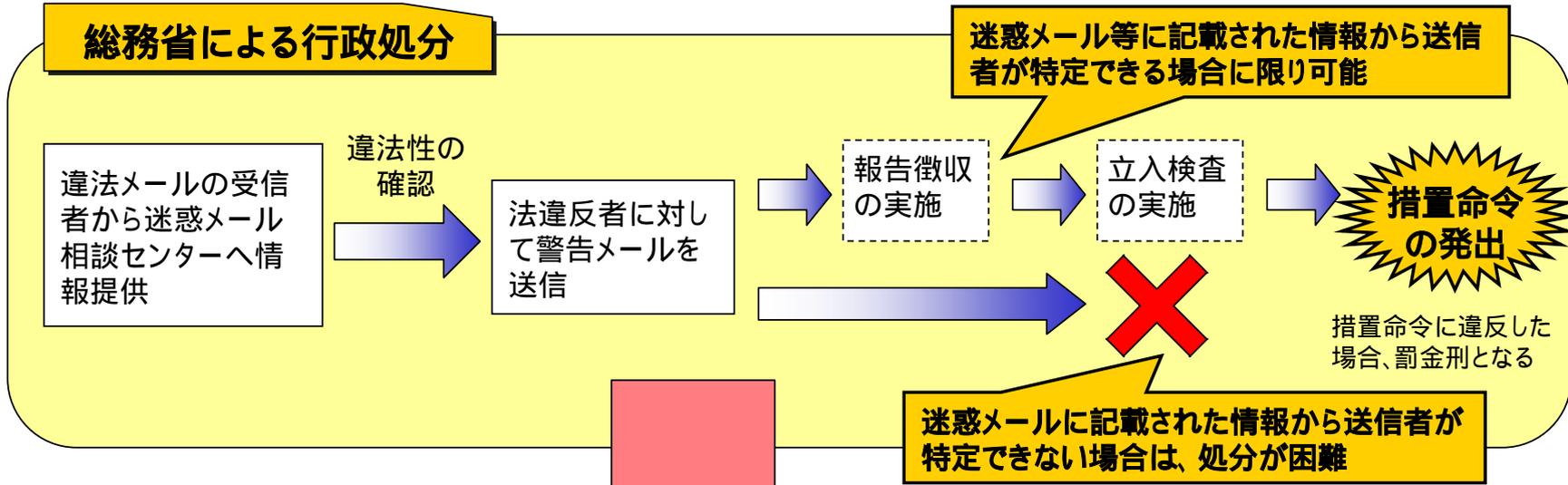
## 5. 指定法人による指導・助言等の業務の登録機関による実施への移行

指定法人による指導・助言等の業務

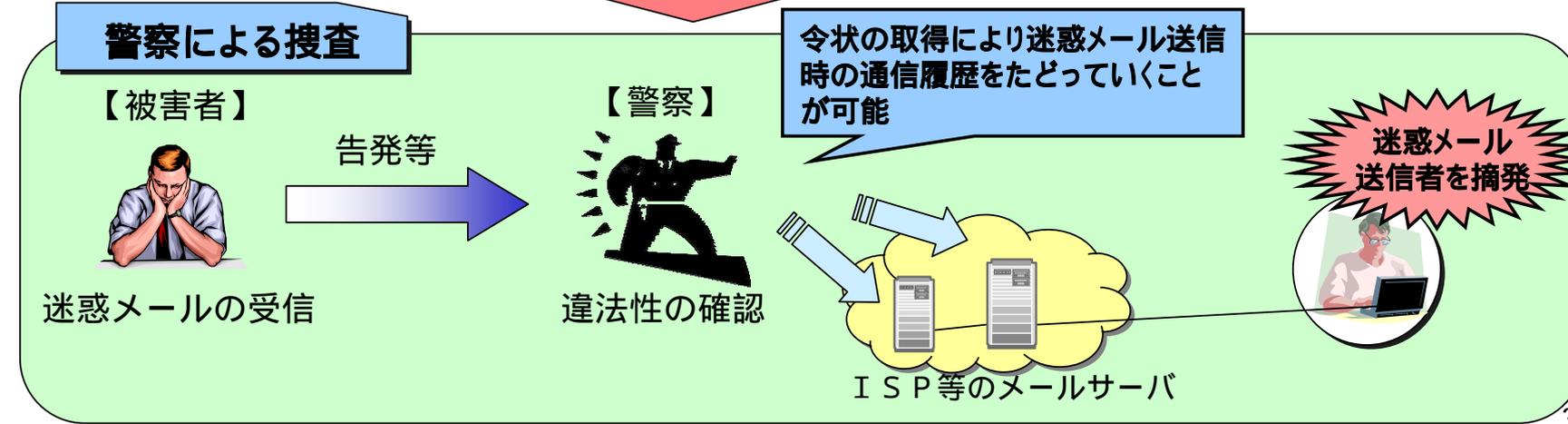
登録機関による指導・助言等の業務

# 悪質な違反行為に対する刑罰規定の効果

改正前



改正後



# 「通信の秘密」と「利用の公平」に係る規定

## 憲法

- 第21条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

## 電気通信事業法

### (秘密の保護)

- 第4条 電気通信事業者の取扱中に係る通信の秘密は、侵してはならない。

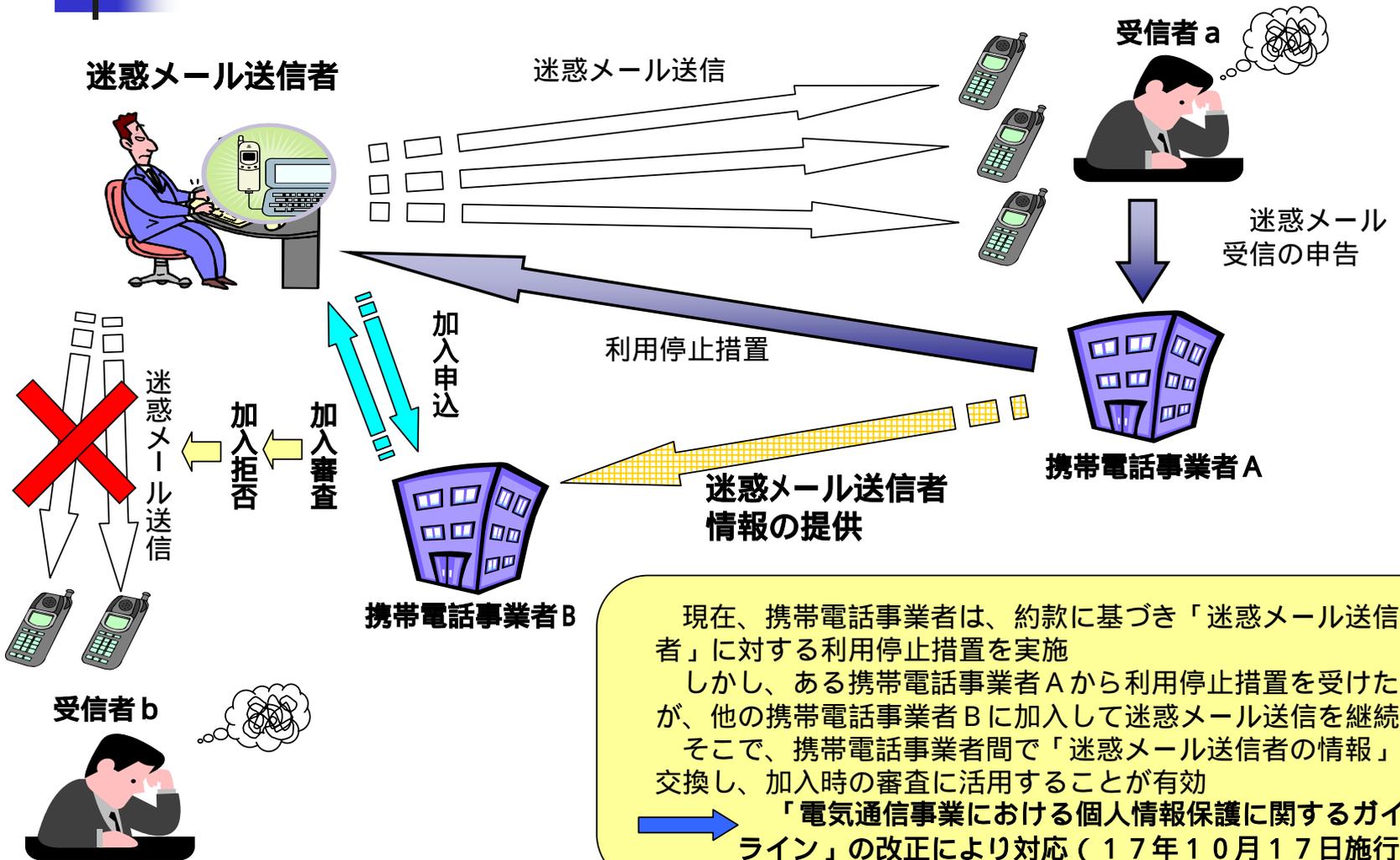
第179条 電気通信事業者の取扱中に係る通信(略)の秘密を侵した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 2 電気通信事業者に従事する者が前項の行為をしたときは、三年以下の懲役又は二百万円以下の罰金に処する。

### (利用の公平)

- 第6条 電気通信事業者は、電気通信役務の提供について、不当な差別的取扱いをしてはならない。

# 迷惑メール送信者情報の交換について



# 迷惑メール送信者情報（ブラックリスト）の交換に係る規定

## 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン

（迷惑メール等送信に係る加入者情報）

- 第28条 電気通信事業者は、一時に多数の者に対してされる電子メールの送信による電子メールの送受信上の支障を防止するため特に必要であり、かつ、適切であると認められるときは、他の電気通信事業者との間において、加入者情報（一時に多数の者に対し、特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）の規定に違反する電子メールの送信その他の電子メールの送受信上の支障を生じさせるおそれのある電子メールの送信をしたことを理由として、電気通信事業者が利用停止措置を講じ、又は契約を解除した加入者の氏名、住所その他の当該加入者に関する情報に限る。以下同じ。）を交換することができる。ただし、当該加入者情報を交換の対象とすることが本人の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。
- 2 電気通信事業者は、加入者情報を他の電気通信事業者との間で交換する場合は、その旨並びに交換される加入者情報の項目、交換する電気通信事業者の範囲及び交換される加入者情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
  - 3 電気通信事業者は、前項の交換される加入者情報の管理について責任を有する者の氏名又は名称を変更する場合は、変更する内容について、あらかじめ、本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態に置くものとする。
  - 4 加入者情報の交換をした電気通信事業者は、当該加入者情報を加入時の審査以外の目的のために使用してはならない。
  - 5 加入者情報を提供し、又は提供を受けた電気通信事業者は、当該加入者情報の適正な管理に特に万全を期すものとする。

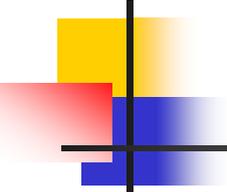
## 25番ポートブロックと通信の秘密

「フィッシングの現状及びISPによるフィッシング対策の方向性」（17.8.10公表）

P 1 9 下段

【注 記】

「25番ポートブロック」については、特定の通信に係る送信元IPアドレス及びポート番号という通信の秘密を知得し、かつ、当該通信の秘密を、当該メールの接続拒否という送信者の意思に反して利用しているため、通信の秘密の知得及び窃用に該当するが、総務省において、目的の正当性、当該行為の必要性・相当性等を判断した結果、円滑なメールの送受信業務を行う上での正当業務行為として許されるものと整理されている。



---

# 參考資料

# 「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」の開催

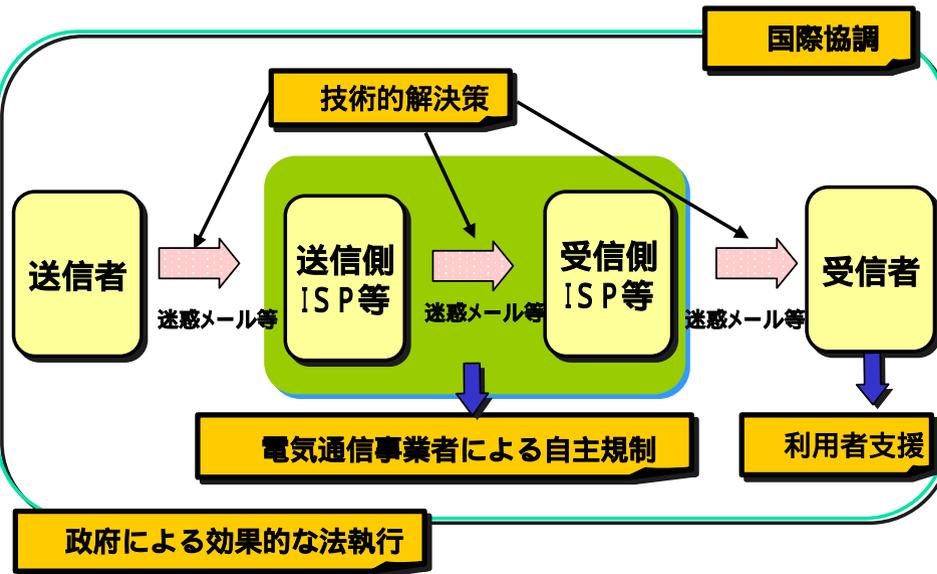
平成16年10月7日設置

平成16年12月24日「中間とりまとめ」公表 < 法改正へ（平成17年5月13日改正法成立）>

平成17年6月17日 「最終報告書案」パブリックコメント募集

平成17年7月15日 第9回（最終会合）開催 22日 「最終報告書」公表

## 【検討の全体像】



総合的な対策の方向性を提示

## 構 成 員

- 新美 育文 明治大学 法学部教授
- 松本 恒雄 一橋大学大学院 法学研究科教授
- 佐伯 仁志 東京大学大学院 法学政治学研究科教授
- 岡村 久道 弁護士
- 長田 三紀 東京都地域婦人団体連盟 事務局次長
- 好光 陽子 国民生活センター 相談部調査役
- 岸原 孝昌 モバイル・コンテンツ・フォーラム 事務局長
- 高橋 徹 (財)インターネット協会 副理事長
- 比留川 実 (社)電気通信事業者協会 専務理事
- 桑子 博行 (社)テレコムサービス協会 サービス倫理委員会 委員長
- 野口 尚志 (社)日本インターネットプロバイダー協会 理事 行政法律部  
会副会長
- 山川 隆 (株)NTTドコモ モバイル社会研究所 副所長
- 奈良谷 弘 KDDI (株)au事業本部 au事業企画本部 本部長
- 五十嵐 善夫 ボーダフォン (株)法務・渉外本部 常務執行役 法務・渉外本  
部長
- 西郷 英敏 NTTコミュニケーションズ (株)ブロードバンドIP事業  
部 事業部長
- 加藤 雄一 ニフティ (株)常務取締役インターネットビジネス本部長
- 三膳 孝通 (株)インターネットイニシアティブ取締役 戦略企画部長
- 別所 直哉 ヤフー (株)法務部長

# 「迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会」最終報告書の主なポイント

## 1. 政府による効果的な法執行

直罰規定の導入等を内容とする改正特定電子メール法(17年5月13日成立)の効果的な執行のため、

- ・ 警察庁や経済産業省など関係省庁との連携強化
- ・ 迷惑メール相談センターの認知度の向上及び情報の有効活用 等 が必要。

ショートメッセージサービス(SMS)についても省令改正により規制対象とすべき。

## 2. 電気通信事業者による自主規制

事業者による役務提供拒否については、具体的事例の積み上げにより適切な判断が可能に。

ISPによる利用停止措置等を促す「迷惑メール追放支援プロジェクト」(17年2月～)については、より実効性を高めるため、随時見直しを行うべき。

## 3. 技術的解決策

「送信ドメイン認証技術」については、世界各国での導入状況を踏まえつつ、他業界との連携も図りながら業界全体の課題として取組を進めていくことが必要。

その他の新たな技術やフィルタリングの高機能化・高精度化等について、今後の更なる進展・普及が期待。

## 4. 利用者支援

事業者と消費者団体等が連携して、初心者向けに電子メールの基本的な仕組みやフィルタリングの設定方法等に関するアドバイスを行う講習会等の開催が有効。

## 5. 国際協調

4月に合意した多国間MoU(覚書)等を踏まえ、中国、韓国等アジア地域の国々、米国を始めとする欧米諸国との一層の国際協調(政府間、民間事業者間、官民間)が必要。

# 迷惑メール法の概要

(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(H14.7.1施行、H17.11.1改正))

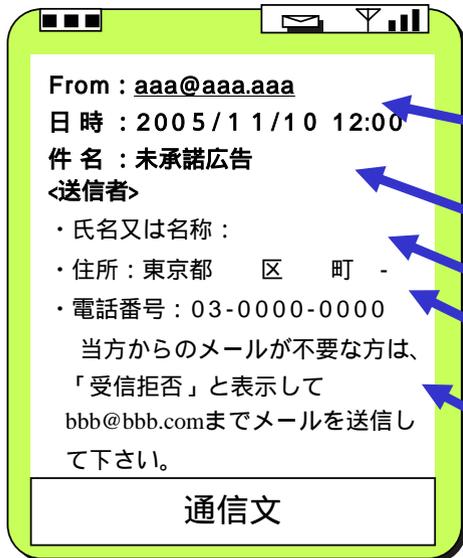
## 表示義務

特定電子メール（受信者の同意を得ずに送信される広告宣伝メール）の送信にあたり、送信者に次の事項の表示を義務づけ（第3条）

- 特定電子メールである旨（「未承諾広告」）
- 送信者の氏名又は名称
- 送信者の住所、電話番号
- 受信拒否の通知をすることができる旨及び当該通知を受けるための電子メールアドレス

等

## 携帯電話の場合の表示（例）



## 拒否者への再送信禁止

受信拒否の通知をした者に対する特定電子メールの再送信を禁止（第4条）

## 送信者情報を偽った送信の禁止

送信に用いた電子メールアドレス等の送信者情報を偽って広告宣伝メールを送信することを禁止、違反者に対しては刑事罰（懲役1年以下又は100万円以下の罰金）（第6条）

## その他

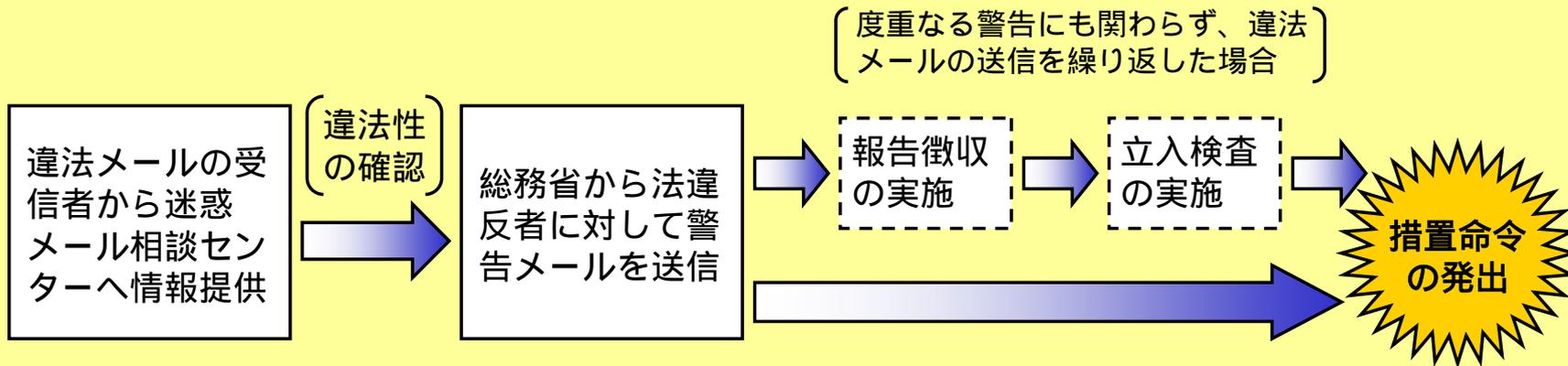
- 自動生成プログラムを用いて作成した架空電子メールアドレスに宛てて、電子メールを送信することを禁止（第5条）
- 電気通信事業者は、一時に多数の電子メールが送信された場合等、必要な範囲内において、その電気通信役務の提供を拒むことができる（第11条）

## 送信者情報（送信に用いた電子メールアドレス等）を偽った送信は禁止！

表示事項	表示場所
未承諾広告	特定電子メールの表題部の最前部
特定電子メールの送信者の氏名又は名称	特定電子メールの通信文より前
特定電子メールの送信者の住所・電話番号	任意の場所
電子メールで受信拒否の通知ができる旨及び当該通知を受けるための電子メールアドレス	特定電子メールの通信文より前

# 特定電子メール法に基づく「措置命令」について

## 1. 措置命令に至るプロセス



## 2. 過去の措置命令実施状況

平成14年12月25日	東京都中野区の事業者（表示義務違反）	
平成15年11月11日	東京都中野区の事業者（表示義務違反）	報告徴収を実施
平成16年4月15日	東京都新宿区の事業者（表示義務違反）	報告徴収を実施
平成17年9月22日	大阪市北区の事業者（表示義務違反）	報告徴収を実施

注：各事業者とも、措置命令後に違法メールを送信した事実は確認されていない。（罰金刑の例はなし。）

# 各国の迷惑メール対策法制度の概要比較

	米国 (平成16年1月施行)	英国 (平成15年12月施行)	オーストラリア (平成16年4月施行)	韓国 (平成14年12月本格施行)	日本 (平成14年施行時 改正後)
<b>規制対象</b>					
事業用アドレス あての送信		×			×
<b>表示義務</b>					
送信者の情報					
受信拒否方法					
<b>禁止行為</b>					
架空アドレス あて送信		×			
送信者の情報を 隠蔽等する特殊 な手法での送信		×	×		×
<b>罰則</b>	5年以下の懲役刑 罰金刑	罰金刑	罰金刑	2年以下の禁固刑 罰金刑	間接罰のみ 直罰を追加
<b>電気通信事業者 の役務提供拒否</b>	×	×	×		(一部拡大)

# 主要携帯電話事業者による最近の主な迷惑メール対策

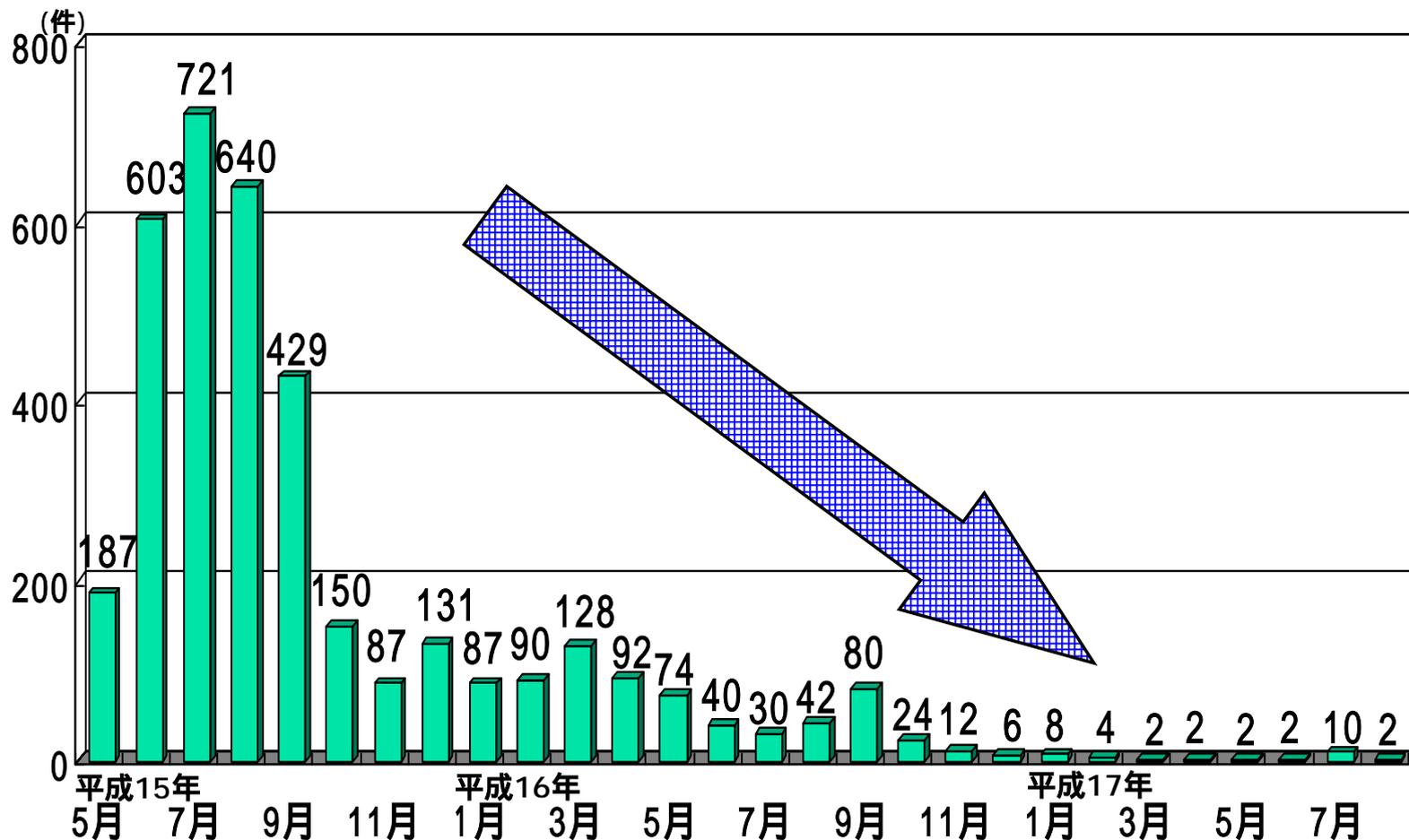
## 1. 迷惑メール送信回線の停止措置等

事業者	概要
NTTドコモ	平成17年9月30日現在、3,917回線を停止、394回線を契約解除
KDDI (au)	平成17年10月31日現在、41,800回線を停止
ボーダフォン	平成17年6月15日現在、20,400回線を停止

## 2. 携帯電話発メールの送信通数制限措置

事業者	概要
NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"><li>送信可能通数を1回線1日当たり1,000通未満に制限（平成15年10月20日～）</li><li>送信可能通数を原則として1回線1日当たり200通未満に制限（平成16年1月8日～）</li></ul>
KDDI (au)	<ul style="list-style-type: none"><li>1日1,000通を超えて送信する者(回線)を利用停止に（平成15年9月18日～）</li><li>送信可能通数を1回線1日当たり1,000通未満に制限（平成16年8月23日～）</li></ul>
ボーダフォン	一定の時間内（最大3時間）における送信可能通数を1回線120通未満に制限（上限を超えて送信した場合は、その時点から21時間メール送信不能に）（平成15年12月22日～）

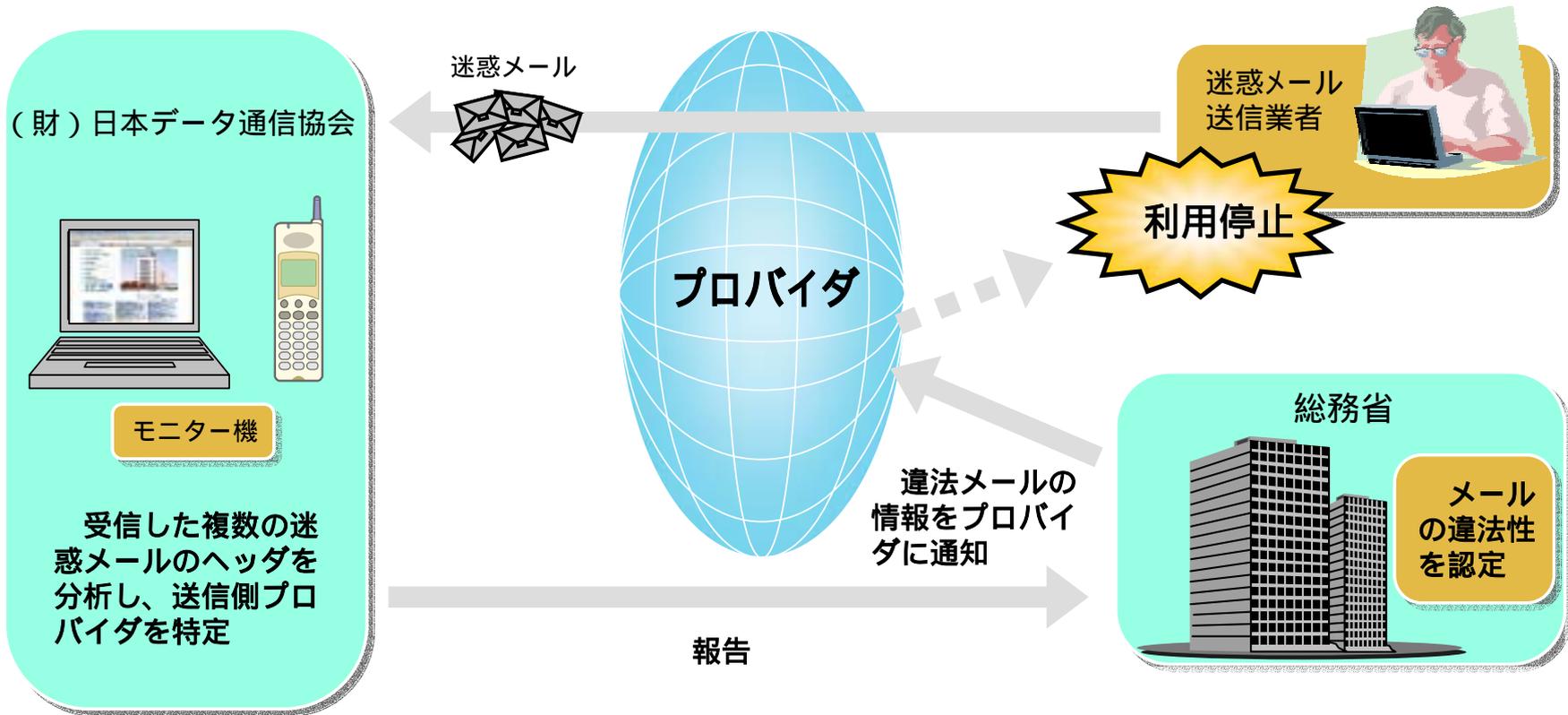
# 携帯電話・PHSから発信された迷惑メールの推移



注) 迷惑メール相談センター((財)日本データ通信協会内に設置)において、ドメイン指定受信(携帯電話・PHSから発信されるメールのみ受信)を設定したモニター機(2台)に届いた迷惑メールを集計したもの。

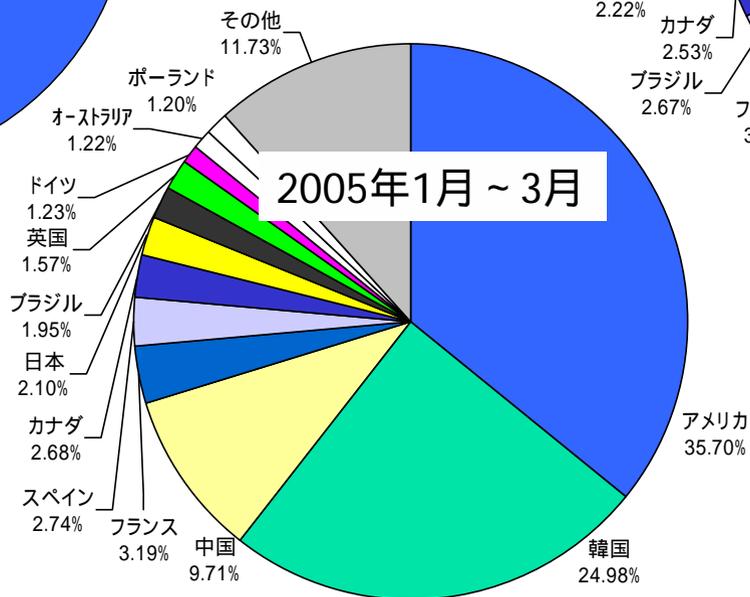
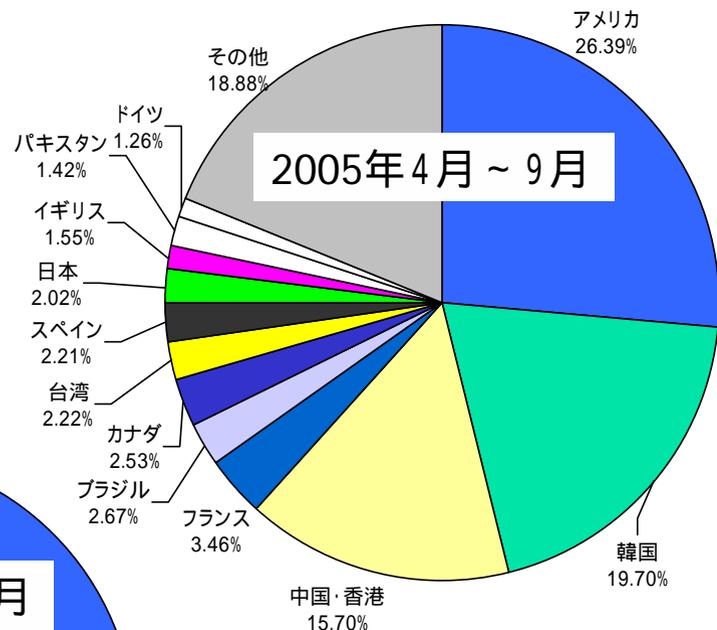
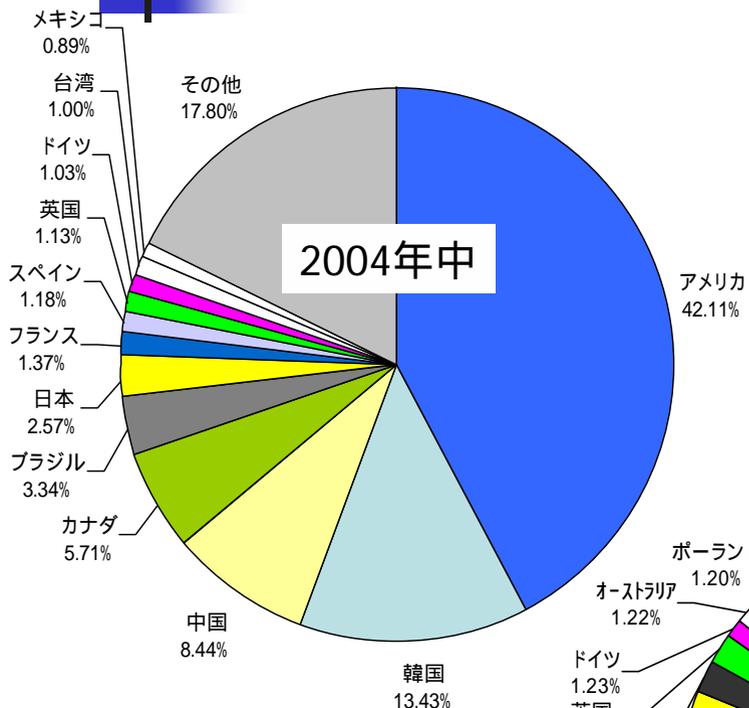
# 迷惑メール追放支援プロジェクト

～プロバイダによる自主的対策をサポート～



スケジュール  
平成17年2月 運用開始  
(経済産業省と連携)

# 世界における迷惑メールの発信国（ソフォス社）



# 「スパム対策の協力に関する多国間M o U（覚書）」の概要

## < 2005年4月27日公表（合意） >

### 締結機関

豪通信庁（ACA）、韓国情報セキュリティ庁（KISA）、中国インターネットソサエティ等、アジア太平洋諸国10カ国/地域から12機関が創立メンバーとして参加

日本で初めて締結されたスパム対策MOU（日本からは、総務省及び経済産業省が参加）

### 目的

- ・締結国から発信されるスパム、及び締結国民が受信するスパムをできる限り減少させる
- ・締結国の法令に準拠し、相互利益に資する範囲で、スパムに関する緊密な協力と情報の交換を推進する

### 協力範囲

- ・反スパム規制の確立と執行のための政策と戦略に関する情報の交換
- ・スパム問題に対する技術的、教育的解決策に関する情報の交換
- ・規制政策の効果的利用と執行のサポートに関する戦略と情報の交換
- ・他国/地域に関する情報の交換
- ・協力形態としては、情報交換チャンネルの確立、相互派遣・訪問、産業界と政府との連携の奨励、をとる

### その他

- ・協力に関して責任を負う代表者を指名する
- ・その他、国内法や国際的取り決めの範囲内で活動を行う旨、法改正を行った場合の連絡、秘密情報の取扱い、紛争の解決、協力期間（原則5年間）等について規定

# 多国間M o U調印機関一覧

国名・地域	機関名
日本	総務省(MIC)
	経済産業省(METI)
オーストラリア	通信庁(ACA)
韓国	情報セキュリティ庁(KISA)
中国	インターネットソサエティ(ISC)
香港	貿易工業情報科学技術局(CITB)
台湾	コンピュータ危機応答チーム / コーディネーションセンター (TAIWAN - CERT)
フィリピン	国家コンピュータセンター(NCC)
	コンピュータ危機応答チーム(PH - CERT)
マレーシア	通信マルチメディア委員会(MCMC)
タイ王国	情報通信技術省(MICT)
ニュージーランド	経済開発省(MED)